

【件名】ACT政府発表：4月17日（土）以降西豪州のパース市及びピール地方に滞在歴のある人への対応（COVID-19 関連）

【ポイント】

- 4月24日（土）、ACT政府は、西豪州政府が、4月24日午前0時1分（西豪州時間）からパース市（Perth）及びピール地方（Peel regions）で3日間のロックダウンを実施することを発表したことを受け、本24日（土）午前8時（ACT時間。以下断りのない場合は全てACT時間）から西豪州からACTへの入境に関し規制を設ける旨発表しました。この規制は、少なくとも、4月27日（火）午前2時まで継続されます。
- 西豪州政府及びビクトリア州政府が発表している感染の可能性があった地点（Exposure site）に指定された時間に訪問歴のある人は、ただちに新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受けるまで自己隔離することが求められます。また、同地を訪問してから14日間は症状を観察し、新型コロナウイルスの症状が出た場合は、再度検査を受けてください。

【本文】

1 ACT政府の発表の概要は以下のとおりですが、発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/new-travel-requirements-to-act-due-to-wa-outbreak>

（1）4月24日（土）、ACT政府は、西豪州政府が、4月24日午前0時1分（西豪州時間）からパース市（Perth）及びピール地方（Peel regions）で3日間のロックダウンを実施することを発表したことを受け、本24日（土）午前8時から西豪州からACTへの入境に関し規制を設ける旨発表しました。この規制は、少なくとも、4月27日（火）午前2時まで継続されます。

（2）西豪州政府及びビクトリア州政府が発表している感染の可能性のある地点（Exposure site）に指定された時間に訪問歴のある人は、ただちに新型コロナウイルス検査を受け、陰性の結果を受けるまで自己隔離することが求められます。また、同地を訪問してから14日間は症状を観察し、新型コロナウイルスの症状が出た場合は、再度検査を受けてください。

○西豪州政府発表の感染の可能性があった地点

[https://healthywa.wa.gov.au/Articles/A\\_E/Coronavirus/Locations-visited-by-confirmed-cases](https://healthywa.wa.gov.au/Articles/A_E/Coronavirus/Locations-visited-by-confirmed-cases)

○ビクトリア州政府発表の感染の可能性があった地点

<https://www.coronavirus.vic.gov.au/exposure-sites#public-exposure-sites-in-victoria>

（3）感染の可能性があった地点（Exposure site）に訪問歴のある人は、24日夕刻に発表されるオンラインフォームまたは電話（ACT保健局：0262077244）で申し

てください。

※オンライン申告先は現時点で公表されていませんが、下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/community/travel/western-australia-wa>

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(4) この規制が実施されている間、ACT住民はパース及びピール地方へ訪問しないことが推奨されます。

## 2 ACT住民に対する規制

(1) 4月17日(土)以降にパース及びピール地方に訪問歴のある人で、24日午前8時以降にACTへ戻ることを希望する人は、ACT保健局に対してオンラインで申告をしなければなりません。また、ACTに到着後は、少なくとも27日(火)午前2時まで以下4点の理由以外での外出を除き、自宅に滞在しなければなりません。

- ・必要不可欠な仕事、必要不可欠な買い物(食料品及び薬品)、医療・健康上の理由、運動(1日1時間)

※オンライン申告先は現時点で公表されていませんが、下記リンク先に掲載される予定です。

<https://www.covid19.act.gov.au/updates/covid-19-areas-of-concern/online-travel-forms>

## 3 ACT住民以外の人に対する規制

(1) 4月17日(土)以降にパース及びピール地方に訪問歴のある人で、24日午前8時以降にACTへの入境を希望する人は、オンラインで免除申請を行う必要があります。オンラインの申請先は24日夕刻に開設されますが、緊急の方は、下記メールアドレスに連絡をしてください。

[covid.exemptions@act.gov.au](mailto:covid.exemptions@act.gov.au)

(2) ACTに到着後は、少なくとも27日(火)午前2時まで以下の4点の理由以外での外出を除き、自宅に滞在しなければなりません。

- ・必要不可欠な仕事、必要不可欠な買い物(食料品及び薬品)、医療・健康上の理由、運動(1日1時間)

※オンライン申告先は現時点で公表されていませんが、下記リンク先に掲載される予定です。

<https://www.covid19.act.gov.au/updates/covid-19-areas-of-concern/online-travel-forms>

4 ACT政府は、下記リンク先に、新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載しています。上記1のリンク先が変更になる場合もあるようですので、最新情報は下記から確認す

るよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館 HP：[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

A C T政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はA C T (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (N S W州, N T (北部準州) 管轄)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在メルボルン総領事館 (V I C州, S A州, T A S州管轄)

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ブリスベン総領事館 (Q L D州管轄)

[https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在パース総領事館 (W A州管轄)

[https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>